

6 学校いじめ防止基本方針

令和4年4月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは子ども等に対して、同じ学校に所属するなどの人的関係にある他の子ども等が行う心理的または物理的な攻撃を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※かつての定義のように、「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は含まれません。

2 いじめについての本校の基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。生徒をいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- どの生徒にも、また、時と場所を問わずに起きること
- 刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- 生徒が入れ替わりながら、加害も被害も両方経験する場合があること
- 見ようとしなければ、見えないこと
- いじめられている生徒にも問題があるとの考え方では解決しないこと
- 加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒、見て見ぬふりをしている生徒の存在など、集団全体に関わる問題であること
- いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題であること

本校では、以上のような理解に立ち、次のことに取り組みます。

- 生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。
- 日ごろから、生徒の人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- 生徒同士のトラブルが起きたときは、いじめかどうかの議論に終始することなく、生徒の心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導します。
- いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を続けます。

3 いじめの未然防止のための取組

本校は、平成24年度に秋田県教育委員会から「いのちの教育あったかエリア事業」の指定を受けました。「顔はひまわり 心はおもいやり」のキャッチフレーズの下で、道徳の時間を要として、仲間のよさを認めたり、称賛したりする活動に取り組み、思いやりの心を育てることに力を入れてきました。

また、平成29・30年度には文部科学省の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の

潟上市の中心校として「魅力ある学校づくり」に向けて、次のような取組を重ねてきました。

- 生徒一人一人の規範意識を高めることができるように、家庭や地域と連携した道德教育の充実を図ること
- 集団の一員として、「みんなで取り組むことは楽しい」などの、達成感や成就感を味わうことができるように、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ること
- 自分の進歩や成長を実感し、自己肯定感を高めることができるように、一人一人が活躍できる「三つのわ（わくわく、わらい、わかる）のある授業」づくりに努めること
- 生徒や保護者の言葉を傾聴し、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも生徒の様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴を捉えたりするなど日常的な関わりを通して生徒理解に努めること

【具体的な取組】

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の全職員による共通理解・共通実践

- いじめ防止基本方針については、年度当初に全職員でその内容を共通理解し、方針に沿って全校体制でいじめの未然防止の取組を共通実践します。

(2) 教師による「居場所づくり」と、生徒による「絆づくり」の取組

- 生徒一人一人の個性や持ち味を把握した上で、係や当番など役割を「任せて、見守り」、「認めて・ほめて・励ます」指導に努め、全ての生徒が学校に居場所を見いだすことができるようにします。
- 学級活動、学年集会、生徒会活動において、生徒同士が、考え、判断し、行動する場面や機会を意図的・計画的に設定し、生徒が互いの絆を深めることができるようにします。

(3) 「The 天南道德」を基盤とする、自己有用感を育む道德教育の充実

- 自他のよさを認め合うことを通して「自分にもよいところがある」「自分も人の役に立てる」等の自己有用感を感じることができる、「考え、議論する道德」を全校体制で推進します。
- 道德の授業を保護者や地域の方に公開したり、授業に直接的、間接的に参加してもらったりしながら、保護者や地域と連携して道德教育の充実に努めます。
- PTAの全体会や学級懇談、学校運営協議会などで、生徒の生活状況や家庭でのしつけ等について意見交換し、学校、家庭、地域が担う役割を明確にします。

(4) 特別活動や体験活動の充実

- 年間2回実施する生徒総会の際に「いじめゼロ宣言」を行うなど、生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を計画的に実施します。
- 学級の支持的な風土づくりに向けて、学級や学年の諸問題について自分たちで解決策を考え、決定し、実践する、学級活動や生徒会活動の充実を図ります。
- 友人に対する思いやりや感謝の気持ちをもつことができるよう、生徒会による集会活動や縦割り活動の内容を工夫します。
- 自分と友人の違いやよさに気付き・協力して目標を達成する喜びを味わうことができるように、宿泊体験学習、修学旅行、校外学習等の体験活動の充実を図ります。

- (5) 生徒の目が輝く「三つのわのある授業」づくりの推進
- 生徒一人一人が満足感や達成感を味わうことができるように、すべての生徒が活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「三つのわのある授業」づくりを進めます。
- (6) 情報モラル指導の充実
- 学校や家庭において、インターネットを安全に利用するための留意事項を設定し、適切に指導し、周知徹底を図ります。
 - 専門的な知識をもった講師を招いて、生徒や保護者を対象とする情報モラルに関わる防犯教室等を意図的・計画的に実施します。
- (7) 小中一貫した考えに立った交流活動
- 三校連携協議会を実施して、小・中学校のいじめ防止についての取組について相互理解を図りながら、いじめ防止について意識が高まるようにします。
- (8) 「いじめ・不登校対策委員会」並びに「学校いじめ防止対策推進会議」の設置
- いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等で構成する「いじめ・不登校対策委員会」を毎月1回実施します。
 - 年2回、「学校いじめ防止対策推進会議」を開催し、学校運営協議委員やスクールカウンセラー等の関係機関の方々や専門的知識を有する外部人材との連携します。

4 いじめの早期発見の取組

日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

- (1) 「学校生活アンケート」の実施
- 毎月1回、「学校生活アンケート」を実施し、生徒の心情の変化や悩みごとなどを早期に把握し、迅速に個別対応します。
- (2) 生徒との信頼関係の構築と校内研修の充実
- いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、タイムくん（生活記録ノート）や日常の活動から、生徒のわずかな変化を捉えます。
 - 職員間の情報交換を密にし、多面的・多角的にいじめを認知するとともに、いじめ防止やhyper-QUの結果に基づいた指導などについて校内研修の充実に努めます。
- (3) 生徒個人面談並びに三者面談の実施
- 年2回（6・11月）、各学級担任が個人面談を通して、生徒の悩みや不安を聞き取ります。また、年1回（12月）、各学級担任が、生徒・保護者との三者面談を通して生徒の状況を把握し、課題や悩みなどについて解決策を共に考えます。
- (4) 相談窓口の周知
- 学級担任以外にも、複数の相談窓口（学年主任、管理職、生徒指導主事、生徒支援担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心の相談員）を設置して、生徒や保護者がその状況に応じて、選択できるようにします。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり対応します。また、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ・不登校対策委員会」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることを周知します。

対応に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により、心からの反省を促します。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、いじめの根本的な解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- 「校内いじめ・不登校対策委員会」で協議し、どの教師が、どの生徒に対応するかなど、具体的に役割・分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容に基づいて、事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- いじめを受けた生徒と保護者の心情に寄り添い、心のケアを最優先します。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して対応の方針を説明し、了承を得た上で対応します。
- いじめた生徒に対しても丁寧に心情を聞き取り、心からの反省を促します。
- いじめた生徒の保護者に対し、把握できたいじめの事実関係について正確に説明します。
- いじめた生徒、いじめを受けた生徒、双方の保護者と協議しながら、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで指導と支援を継続します。
- いじめが解消した状態になっても、いじめが再発する可能性があることを踏まえて、いじめを受けた生徒及びいじめた生徒について、双方の生徒の保護者と連携しながら、家庭生活も含めて、日常的に注意深く観察します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携・調整

- 状況に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- 状況に応じて、「学校いじめ防止対策推進会議」を開催して、生徒の状況を共有します。
- 状況に応じて、関係機関（警察、法務局、児童相談所、市教育委員会等）や、医療機関等の専門機関と連携を図ります。
- 男鹿・南秋・潟上地域生徒指導研究協議会や市小・中生徒指導連絡協議会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど平素から情報の共有を図ります。
- 犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわず警察との連携を図ります。
- 発達障害等のある生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた対応を図るよう配慮します。

(5) 記録の蓄積と情報の引き継ぎ

- いじめ対応の記録をファイルに蓄積するとともに、その情報を学年間はもちろん、転校先や進学先へも確実に引き継ぎます。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに潟上市教育委員会に報告し、対処について協議します。

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

- いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校は組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。
- 学校が調査を行う際には、潟上市教育委員会に設置する専門的知識を有する外部人材等から成る附属機関を招集し、調査に当たります。
- 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定されます。
- 同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該生徒の状況等により適切に判断します。

(2) 調査の主体、組織、方法等

- 法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じる恐れがある場合等においては、潟上市教育委員会が主体となって調査を行います。
- いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分配慮し、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行います。
- 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で、効果的に実施されるように留意します。
- 調査の経過及び結果については、適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期します。

(3) 調査結果等の取扱い

- 調査結果については、学校が主体となって行った調査の場合は、潟上市教育委員会に報告します。
- 調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分配慮した上で、適時、適切な方法で提供します。
- 調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず、潟上市内の各校の指導の改善に活用するよう配慮します。

いじめ防止対策に係る校内組織図

学校いじめ防止 対策推進会議	学校運営協議委員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 生徒支援主任 養護教諭 各学年主任 スクールカウンセラー 心の教育相談員
いじめ・不登校 対策委員会	校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 生徒支援主任 養護教諭 各学年主任

総 務 部 会	生徒指導部会	校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導担当
	生徒支援主任	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談計画、個別の指導計画の作成 ○スクールカウンセラーとの連携 ○養護教諭との連携 ○関係機関との連携 ○不登校生徒の支援及び保護者との連携 ○不登校生徒と指導記録の管理と活用 ○相談室の経営
	生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ○校内外の生活指導 ○集会指導 ○安全指導 ○情報モラル教育指導 ○学校生活に関わるアンケートや心理テスト（Q-U）の実施 ○生徒指導だよりの発行 ○PTA校外指導部との連携 ○関係諸機関との連携
	生徒会担当	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめゼロ宣言集会 ○各専門委員会の活動 ○各学年員会の活動
	部活動総括	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動担当者会議の開催 ○部活動の約束の確認と指導

事件・事故処理の手順と校内での連絡の仕方

